

東京工芸大学後援会長賞内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大学及び大学院に在籍する学生で文化、体育活動において顕著な成績を収めた者に対する表彰について定めるものとする。

(表彰対象)

第2条 表彰の対象となる活動は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際的な競技会等において優秀な成績をおさめた場合
- (2) 全国における競技会等において、首位またはこれに準ずる成績をおさめた場合
- (3) 複数の都道府県における競技会等において、優秀な成績をおさめた場合
- (4) 社会に貢献し大学の名誉を著しく高めたと認められる場合

(部門)

第3条 表彰の部門は以下のとおりとし、いずれの部門にも、団体の部と個人の部を設ける。

- (1) 文化部門
- (2) スポーツ部門
- (3) その他の部門

(褒章)

第4条 表彰には、賞状及び副賞を授与する。

(副賞)

第5条 副賞は、第2条に規定する表彰活動に応じ、次の各号に基づき交付する。

- (1) 第2条第1号及び2号の場合
団体部門 20万円 個人部門 10万円
- (2) 第2条第3号の場合
団体部門 10万円 個人部門 5万円
- (3) 第2条第4号の場合
その都度考慮

(候補者の推薦)

第6条 候補者の推薦は、当該団体及び個人の所属する顧問又は主任が、学生部長に所定の推薦書の提出をもって行う。

(選考委員会)

第7条 前条に基づく推薦があった場合、学生部長が委員長となり学生委員会において審議し、後援会長に候補者を推薦する。

2 後援会長は、前項の推薦を受けた場合、執行委員会において選考のうえ受賞者を決定し、当該者にその旨を通知する。

(事務処理)

第8条 この内規の運用に関する事務は、大学事務局厚木キャンパス及び中野キャンパス事務部の学生課が行う。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、後援会役員会の議を経て、後援会長が行う。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、一部改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行し、平成26年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年6月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。